

議案第 4 4 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 1 号 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅 田 穰

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について別紙とおり専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

山都町長 梅 田 穰

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

山都町長

山都町条例第 18 号

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年山都町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱（平成 29 年山都町告示第 25 号）による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの
---	----	--

別表第 2 に次のように加える。

6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの	（1）地方税関係情報であって規則で定めるもの （2）介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
---	----	--	--

第 2 条 山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 5 月 3 0 日から施行する。

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山都町条例第28号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
別表第1(第4条関係) 【別記1 参照】 別表第2(第4条関係) 【別記3 参照】	別表第1(第4条関係) 【別記2 参照】 別表第2(第4条関係) 【別記4 参照】

【別記1】

現行

	機関	事務
1～5（略）		
6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

【別記2】

改正後

	機関	事務
1～5（略）		
6	教育委員会	山都町就学援助に関する規則(平成26年山都町教育委員会規則第1号)による就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
7	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱(平成29年山都町告示第25号)による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの

【別記3】

現行

	機関	事務	特定個人情報
1～4（略）			
5	町長	山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

【別記4】

改正後

	機関	事務	特定個人情報
1～4（略）			
5	町長	山都町一般住宅の設置及び管理に関する条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
6	町長	山都町在宅介護支援事業実施要綱による在宅介護支援に関する事務であって規則で定めるもの	(1)地方税関係情報であって規則で定めるもの (2)介護保険法(平成9年法律第123号)第129条第1項、第2項及び第3項に規定する保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

山都町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山都町条例第28号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。 2 (略)